



平成25年2月13日

各 位

会社名 東宝不動産株式会社
代表者名 取締役社長 八馬直佳
(コード番号 8833 東証第1部)
問合せ先 総務部長 松本大平
(TEL. 03-3504-3333)

普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年5月24日開催予定の当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記の通り決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成25年2月28日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、以下の通り当該基準日設定に関する公告（以下、「本基準日設定公告」といいます。）をいたします。

- | | |
|----------|--|
| (1) 基準日 | 平成25年2月28日 |
| (2) 公告日 | 平成25年2月14日 |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
http://www.toho-re.co.jp/ir/ |

2. 本種類株主総会の日程・付議議案等について

当社は、平成25年1月8日付の当社プレスリリース「支配株主である東宝株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」に記載の通り、東宝株式会社が、当社普通株式に対する公開買付けによって、発行済みの当社普通株式の全て（当社が所有する自己株式は除きます。）を取得できなかった場合には、平成25年5月24日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の定款に対し、当社が発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全て（当社が所有する自己株式は除きます。）の取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付することなどの議案を付議する予定です。本定時株主総会において上記①の付議議案に対するご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となること、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本定時株主総会の上記②の承認に係る決議に加えて、本種類株主総会の決議が必要となるため、当社は、本定時株主総会と併せて本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

なお、本定時株主総会及び本種類株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上